

下水道法第16条関係工事施工承認申請・竣工届等をされる方へ

承認申請書に添付する書類について(提出書類2部)

1. 位置図 施工箇所わかる図面(縮尺1/2500程度)
2. 平面図 本管・人孔の位置及び深さ、公共汚水柵・取付管の位置(本管接続位置と上流人孔間の距離を記入)と延長を記入
3. 縦断図 管径、勾配、人孔間距離、流速、流量、地盤高、測点距離人孔(位置、番号、種類、深さ)及び既設本管の位置及び深さを記入
本管施工の場合のみ
4. 横断図 道路幅員、官民境界、本管(土被り・管径)、取付管の(延長・管径)、公共汚水柵(位置・官民境界から公共汚水柵までの延長・種類・深さ)を記入
5. 詳細図 必要な場合
6. 構造図 人孔等
7. その他 利害関係者の同意書(必要な場合)

竣工届に添付する書類について(提出部数1部)

1. 竣工図 位置図、平面図、縦断図(本管施工の場合のみ)、横断図、詳細図(必要な場合のみ)
2. 工事写真 着工前、竣工(本管は人孔間ごと、公共汚水柵は全箇所)
本管布設状況(管基礎・埋設深さ等)
人孔設置状況(基礎、深さ、管接続部の巻き立てコンクリート等)
取付管布設状況(支管取付・官民境界土被り等)
公共汚水柵設置状況(深さ・インバート・管口の目地等)
(撤去の場合は、着工前、竣工、取付管撤去状況、キャップ止め状況等)
3. 権利譲渡許可申請書兼許可書(提出部数1部)
4. 道路占用許可申請書の写し(提出部数1部)

その他

1. 人孔設置の際は、調整リングを1個以上使用するとともにマンホール蓋のヒンジ及び人孔ステップを下流側に向けて設置すること。
2. 公共汚水柵設置箇所は官民境界から1.0m以内とし、取付管は官民境界部分の土被りを0.8m以上確保すること
3. 公共汚水柵の蓋は、原則防護蓋を使用すること
4. 川西市下水道標準構造図に従い施工すること
5. 平成23年4月1日より、公共下水道管理者は川西市上下水道事業管理者に変わっております

【問い合わせ先】 川西市上下水道局下水道技術室下水道技術課
電話 072-740-1222(直通)
メールアドレス kawa0043@city.kawanishi.lg.jp